【宮城県地域医療構想調整会議で説明を求める場合について】

厚生労働省通知「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け医政地発0207第1号)において、都道府県は新たに病床を整備する予定の医療機関を把握した場合には、当該医療機関に対し、開設等の許可を待たずに、地域医療構想調整会議へ出席し、新たに整備される病床の整備計画と病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性等について説明するよう求めることとされています。

これを受けて本県では、各構想区域における病床機能区分ごとの病床数が2025年の必要病床数に達している場合等について、宮城県地域医療構想調整会議での説明を求めています。

なお、本県の令和4年7月1日時点での各構想区域における病床の機能区分ごとの病床数と2025年の必要病床数の状況は下表のとおりです。(各構想区域において機能区分ごと の病床数が2025年の必要病床数に達しているものは色付けしています。)

	仙南区域		仙台区域		大崎・栗原区域		石巻・登米・気仙沼区域	
病床機能区分	R4病床機能報告 結果 (R4.7.1)	2025年 必要病床数	R4病床機能報告 結果 (R4.7.1)	2025年 必要病床数	R4病床機能報告 結果 (R4.7.1)	2025年 必要病床数	R4病床機能報告 結果 (R4.7.1)	2025年 必要病床数
高度急性期	12	93	1,951	1,798	44	182	46	192
急性期	469	357	7,404	4,999	1,277	567	1,306	681
回復期	388	456	1,526	3,899	288	669	467	981
慢性期	332	334	2,035	2,505	866	484	615	584

- (注1) 病床機能報告は医療法30条の13の規定により、病床機能報告対象病院等が行う報告を指します。
- (注2) 必要病床数は厚生労働省から提供された基礎データをもとに、医療法施行規則に定められた計算方法により構想区域ごと及び病床の機能区分ごとに算出しています。
- (注3) 石巻・登米・気仙沼医療圏については、保険診療を行っていない医療機関分を除外しています。